

信濃川中流域水環境改善検討協議会 規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、「信濃川中流域水環境改善検討協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 協議会は、信濃川中流部（西大滝ダムから魚野川合流点の間）における水環境及び水利用の現状の把握、それらの調和のための方策を検討し、実現に努めることを目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、次の事項を協議するものとする。

- （1）信濃川中流部における水環境及び水利用の現状把握
- （2）水環境と水利用の調和のための方策
- （3）宮中取水ダム下流域（宮中取水ダムから小千谷発電所放水口の間）における水環境モニタリングの計画立案、結果評価及び指導・助言
- （4）西大滝ダム下流域（信濃川発電所西大滝ダムから信濃川発電所放水口の間）における水環境調査の計画立案、結果評価及び指導・助言
- （5）その他、前条の目的達成のために必要となる事項

（組 織）

第4条 協議会は別紙－1に掲げる委員によって組織する。

2 協議会に会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。

4 第3条（2）のうち西大滝ダム下流域に係る水環境と水利用の調和のための方策（案）の作成及び第3条（4）のうち、水環境調査計画の立案、結果評価の取りまとめ等のため、「西大滝ダム下流水環境調査検討会」を設ける。

（会 議）

第5条 協議会は、会長が必要と認めた時もしくは委員の要請があった時に開催する。

（事務局）

第6条 協議会の事務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省信濃川河川事務所におく。

（雑 則）

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成11年1月13日から施行する。

平成13年7月12日 一部改正

平成17年3月 4日 一部改正

平成18年2月10日 一部改正

平成22年5月26日 一部改正

平成26年2月25日 一部改正

平成27年8月 日 一部改正

「信濃川中流域水環境改善検討協議会」委員名簿（案）

長岡技術科学大学教授	大塚	悟
〃	細山田	得三
信州大学教授	平林	公男
新潟大学准教授	大串	葉子
信州大学助教	豊田	政史
水産総合研究センター 主幹研究員	片野	修
長岡市長		
小千谷市長		
十日町市長		
津南町長		
飯山市長		
野沢温泉村長		
栄村長		
新潟県土木部	河川管理課長	
長野県環境部	水大気環境課長	
長野県建設部	河川課長	
東日本旅客鉄道(株)	信濃川発電所業務改善推進部長	
東京電力(株)	信濃川電力所長	
北陸地方整備	広域水管理官	
	水政調整官	
	千曲川河川事務所長	
	信濃川河川事務所長	

西大滝ダム下流水環境調査検討会 規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、「西大滝ダム下流水環境調査検討会」（以下、「検討会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 検討会は、西大滝ダム下流域（信濃川発電所西大滝ダムから信濃川発電所放水口の間）における水環境調査計画の立案、結果評価を取りまとめるとともに、西大滝ダムに係る水環境と水利用の調和のための方策（案）を作成し、「信濃川中流域水環境改善検討協議会」に報告すること及び西大滝ダム下流域を対象とした水環境改善に係る課題に対する指導・助言等を目的とする。

（検討事項）

第3条 検討会は、次の事項を検討するものとする。

- （1）西大滝ダム下流域における水環境調査計画の立案及び結果評価
- （2）西大滝ダム下流域における水環境と水利用の調和のための方策（案）
- （3）その他、前条の目的達成のために必要となる事項

（調査体制）

第4条 調査の実施体制は次のとおりとする。

- （1）西大滝ダム下流域における水環境は、西大滝ダムの放流量に密接な関係が認められるため、西大滝ダム下流域の水環境調査は東京電力（株）が実施する。
- （2）前条の調査の結果に対し、事務局は評価（案）を作成し検討会に提出する。
- （3）事務局は、委員による検討状況を含め、検討会の検討結果を信濃川中流域水環境改善検討協議会に報告する。

（組 織）

第5条 検討会は別紙－1に掲げる委員によって組織する。

- 2 検討会に会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。

（会 議）

第6条 検討会は、会長が必要と認めた時もしくは委員の要請があった時に開催する。

（事務局）

第7条 検討会の事務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、長野県及び国土交通省信濃川河川事務所・千曲川河川事務所におく。

(雑 則)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成27年8月 日から施行する。

「西大滝ダム下流水環境調査検討会」 委員名簿（案）

長岡技術科学大学教授	細山田	得 三
信州大学教授	平 林	公 男
信州大学助教	豊 田	政 史
水産総合研究センター		
主幹研究員	片 野	修
十日町市長		
津南町長		
飯山市長		
野沢温泉村長		
栄村長		
東京電力（株）	信濃川電力	所長
中魚沼漁業協同組合長		
長野県漁業協同組合連合会長		
新潟県 土木部	河 川 管 理 課 長	
長野県環境部	水 大 気 環 境 課 長	
長野県農政部	園 芸 畜 産 課 長	
長野県建設部	河 川 課 長	
北陸地方整備局	広 域 水 管 理 官	
	水 政 調 整 官	
	千曲川河川事務所長	
	信濃川河川事務所長	